(目的)

第1条 山陰都市連携協議会を構成する市(以下「構成市」という。)は、構成市の区域 内において、地震、風水害のほか市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらすお それのある危機事象が発生したとき(以下「危機事象発生時」という。)の相互の応援 を円滑かつ迅速に行うため、次のとおり協定を締結する。

(応援の内容)

- 第2条 応援の基本的な内容は、次のとおりとする。
 - (1) 災害応急対策及び災害復旧対策に必要な職員の派遣
 - (2) 備蓄物資及び救援物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
 - (3) 重要な市役所業務の継続に必要な支援
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(平常時における協力体制)

- 第3条 構成市は、危機事象発生時において適切な情報の提供を行うことができる体制の 構築等、応援が行われる際の活動環境の整備を促進するものとする。
- 2 構成市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、職員の相互交流及び共同研究等に努めるとともに、相互の防災訓練への参加、助言、評価等を行うものとする。

(危機事象発生時における応援体制)

- 第4条 応援を実施する市(以下「応援市」という。)は、危機事象が発生した市(以下「危機事象発生市」という。)の災害応急対策及び災害復旧対策が効果的に実施できるよう支援するものとする。
- 2 応援市は、危機事象発生市の要請に応じて、第2条各号に掲げる応援を行うものとする。ただし、震度6弱以上の地震が観測された場合又は構成市間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生市の要請がなくても、応援市の判断により応援を行うものとする。
- 3 応援市は、第2条第3号に掲げる応援を行う際は、危機事象発生市と十分に協議を行うものとする。

(危機事象発生時における受入体制)

第5条 危機事象発生市は、応援市の支援活動が円滑に実施できるよう情報の提供、活動 拠点の確保、搬送等受入体制の整備に努めるものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として危機事象発生市の負担とする。ただし、構成市 の協議により別に定めることができる。

(事務局)

第7条 本協定に係る事務局を山陰都市連携協議会開催市に置く。

(連絡担当部局)

第8条 構成市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、危機事象発生時は、 速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。 (資料の交換)

第9条 構成市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、構成市が締結する危機事象発生時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、構成市が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、山陰都市連携協議会開催市への同意書の提出をもって、協定が成立したものとみなす。

平成24年10月 2日

鳥 取 県 鳥取市 米 子 市 鳥 取 県 鳥 取 県 倉 吉 市 鳥 取 県 境港市 島根県 松江市 島根県 浜 田 市 島根県 出雲市 島根県 益田 市 島根県 大田市 島根県 安来市 島根県 江 津 市 島根県 雲 南 市